

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案
規制の名称	<p>(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限</p> <p>(2) 地域計画の特例に係る制度の新設</p> <p>(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止</p> <p>(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長</p> <p>(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮</p> <p>(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和</p>
規制の区分	新設、緩和、廃止
担当部局	農林水産省 経営局 経営政策課、農地政策課、協同組織課
評価実施時期	令和3年12月～令和4年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限</p> <p>地域計画の区域内の農用地の所有者が譲渡しの意向を持つ農用地について、農業委員会等による利用関係の調整が困難な場合で、農地中間管理機構（以下「機構」という。）による買入れが特に必要なものであるときに、自由に利用権の設定等ができるようにすると、地域計画の達成に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。</p> <p>このため、農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から、所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地について、機構による買入れが特に必要と認めるときは、機構が買入れの協議を行う旨を所有者に通知するよう市町村に要請することができる。当該要請を受けた市町村は、その旨を所有者に通知するものとし、当該通知を受けた所有者は、当該通知のあった日から3週間を経過するまでの間、機構以外の者に当該農用地を譲渡できないものとする。</p>

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

地域の発意により、積極的に地域計画の達成に向けて、機構の機能を活用して農地の集約化等に取り組もうとする場合、自由に利用権の設定等ができるようにすると、地域計画の達成に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

このため、提案に基づく地域計画（有効期間付）の対象区域内の農用地等の所有者等は、一定期間、機構以外の者に対して利用権の設定等を行ってはならないものとする。

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

今後、農業者の減少が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある中で、農業に意欲を持って取り組もうとする者に対し、農地を利用しやすくする措置を講じなければ、農業上の利用が行われない農地が拡大し、農地の集約化等に支障が生じる。

このため、農地等の権利を取得しようとする者が満たすべき下限面積要件を廃止する。

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

今後、農業者の減少が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある中で、農地を長期間利用したい農業者のニーズを踏まえて、農地を利用しやすくする措置を講じなければ、農業上の利用が行われない農地が拡大し、農地の集約化等に支障が生じる。

このため、遊休農地等（所有者が不明な場合を含む。）に関し都道府県知事の裁定により機構に設定される利用権及び共有の農用地等（共有者が不明な場合を含む。）に関し設定される利用権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

遊休農地・所有者不明農地等について、利用権の設定を受けることを希望する農業者がいたとしても、6か月もの公示期間が設けられていることにより当該農地が利用されないままとなり、地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

このため、遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間を6か月から2か月に変更する。

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

農業者の減少の加速化が見込まれる中、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農協等」という。）が自ら行う農業経営は、地域における農地の有効活用のための手段として重要性を増している一方で、農協等が農業経営を行うために必要な組織内の同意手続に要するコストが過疎化等の進展により増加し、農協等が農業経営を行う上での障壁となっているため、地域における農地の有効活用に支障が生じ、農地の集約化等が進まない。

このため、農協等による農業経営に係る組合員の同意手続について、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議に緩和する（組合員1,200人超の農協は既に緩和済み）。

(1) 農業委員会のあっせんに基づく買入れ協議における譲渡制限

想定される代替案	譲渡制限の期間を短縮する。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	農用地の所有者に対し、3週間、協議対象の農用地を機構以外の者に譲渡することを制限するものであるが、所有者が譲渡しの意向を持つ農用地が対象であり、当該農用地を使用・収益する機会が失われるわけではないため、当該農用地の所有者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。また、当該農用地について管理費用が生じることも予想されるが、3週間という期間を踏まえると当該費用の増加は軽微である。	規制の大枠は変えず、期間について比較をしたものであるため、遵守費用について異なるところはない。
行政費用	現行基盤法第16条の規定を見直し、新たに創設する地域計画に関係する措置として制度化するものであり、手続が追加されるわけではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変えず、期間について比較をしたものであるため、行政費用について異なるところはない。
直接的な効果(便益)の把握	地域計画の達成に資することとなり、農地の集約化等が進むことで農地の利用の収益効果が見込まれる。	左に同じ。なお、現行基盤法第16条に措置されている同様のスキームにおいても3週間とされていることや、機構との協議の時間を十分に確保する必要性を踏まえ、3週間とするものである。
費用と効果(便益)の関係	<p>【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【効果(便益)】 農地の集約化により生産性が向上することで、約40%の作業時間の省力化の効果が発生し、その結果生産性が約1.7倍になると考えられる。主業経営体における農業所得(令和元年度4,180千円)を元に試算すると、1経営体当たり、2,920千円程度の農業所得向上が見込まれる。</p> <p>以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。</p>	

(2) 地域計画の特例に係る制度の新設

想定される代替案	地域計画の提案に基づく部分について有効期間を設けない。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
	<p>遵守費用</p> <p>提案に基づく地域計画の対象区域内の農用地等の所有者等に対し、一定期間、機構以外の者に対して利用権の設定等を行うことを制限するものであるが、利用権の設定等に係る手続を追加するものではないため、当該農用地等の所有者等が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p>	<p>規制の大枠は変えず、期間について比較をしたものであるため、遵守費用について異なるところはない。</p>
	<p>行政費用</p> <p>市町村による地域計画の縦覧業務が必要となり、1件当たり5千円程度の縦覧費用が見込まれる。</p>	<p>規制の大枠は変えず、期間について比較をしたものであるため、行政費用について異なるところはない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>地域計画の達成に資することとなり、農地の集約化等が進むことで農地の利用の収益効果が見込まれる。</p>	<p>左に同じ。なお、対象区域の全ての農用地等の所有者等に対して機構以外の者への利用権の設定等を制限するものであり、慎重な対応が求められる措置であることから、有効期間を設けることとするものである。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【行政費用】 縦覧1件につき5千円程度の行政費用が見込まれる。</p> <p>【効果(便益)】 農地の集約化により生産性が向上することで、約40%の作業時間の省力化の効果が発生し、その結果生産性が約1.7倍になると考えられる。主業経営体における農業所得(令和元年度4,180千円)を元に試算すると、1経営体当たり、2,920千円程度の農業所得向上が見込まれる。</p> <p>以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。</p>	

(3) 農地等の権利移動の許可に係る下限面積要件の廃止

想定される代替案	下限面積要件の引下げにとどめる。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	農地等の権利移動の不許可事由の1つを廃止するものであり、農地等の権利を取得する者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変えず、要件について比較をしたものであるため、遵守費用について異なるところはない。
行政費用	既に実態として農業委員会の判断により下限面積が引き下げられているところ、農地等の権利移動の不許可事由の1つを廃止するものであるため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変えず、要件について比較をしたものであるため、行政費用について異なるところはない。
直接的な効果(便益)の把握	<p>ア 地域の農業を担う者が増加することとなり、農地の効率的かつ総合的な利用の促進が見込まれる。</p> <p>イ 下限面積の設定に係る公示手続が廃止されるため、農業委員会の事務負担の軽減が見込まれる。</p>	地域の農業を担う者が増加することにより、農地の効率的かつ総合的な利用の促進が見込まれるが、下限面積の設定に係る公示手続が引き続き必要となる。
費用と効果(便益)の関係	<p>【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【効果(便益)】 下限面積の設定に係る公示手続が廃止されることにより、農業委員会にとって1件当たり、15千円程度の事務負担軽減が見込まれる。</p> <p>以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。</p>	

(4) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る存続期間の上限の延長

想定される代替案	存続期間の上限を30年等に延長する。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	遊休農地・所有者不明農地等について、利用権設定に係る存続期間の上限を延長するものであり、利用権の設定を受ける者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変わらず、期間について比較をしたものであるため、遵守費用について異なるところはない。
行政費用	利用権設定に係る存続期間の上限を延長するものであり、要件や行政手続が追加されるものではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変わらず、期間について比較をしたものであるため、行政費用について異なるところはない。
直接的な効果(便益)の把握	利用権設定に係る申請行為等の回数が減少するため、利用権の設定を受ける者の負担軽減が見込まれる。	利用権設定に係る申請行為等の回数が減少するため、農業者の負担軽減が見込まれるが、長期の利用権設定が増加していることを踏まえ、40年とするものである。
費用と効果(便益)の関係	<p>【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【効果(便益)】 例えば、これまで20年間の利用権設定を行っていた遊休農地・所有者不明農地等について、40年間の存続期間とすることで、これまで20年ごとに行っていた手続の回数が減ることにより、1件当たり、150千円程度の事務負担軽減が見込まれる。</p>	

(5) 遊休農地・所有者不明農地等の利用権設定に係る公示期間の短縮

想定される代替案	公示期間を4か月等に短縮する。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	遊休農地・所有者不明農地等について、利用権設定に係る公示期間を短縮するものであり、利用権の設定を受ける者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変わらず、期間について比較をしたものであるため、遵守費用について異なるところはない。
行政費用	利用権設定に係る公示期間を短縮するものであり、要件や行政手続が追加されるものではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。	規制の大枠は変わらず、期間について比較をしたものであるため、行政費用について異なるところはない。
直接的な効果(便益)の把握	利用権設定に係る公示期間が短縮されるため、利用権の設定を受ける者の早期の営農開始が見込まれる。	利用権設定に係る公示期間が短縮されるため、利用権の設定を受ける者の早期の営農開始が見込まれるが、農地の受け手に円滑な権利設定を行うため、2か月とするものである。
費用と効果(便益)の関係	<p>【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【効果(便益)】 例えば、これまで6か月公示を行っていた遊休農地・所有者不明農地等について、2か月の公示期間とすることで、4か月早く営農を開始することができるため、年間を通して収穫物がある場合には、1件当たり、396千円程度の農業所得向上が見込まれる。</p> <p>以上から、明らかに便益が費用よりも大きいものと考えられる。</p>	

(6) 農協等の農業経営に関する要件の緩和

想定される代替案	農協等の規模に応じて更に要件を緩和する。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	<p>農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続を簡素化するものであり、農協等及び組合員等が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>また、農協等が農業経営を行う際の総会での決議は、通常、総会の複数の議題のうちの一議題として行われるものであるため、当該費用の増加は軽微である。</p>	<p>規制の大枠は変えず、要件について比較をしたものであるため、遵守費用について異なるところはない。</p>
行政費用	<p>農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続を簡素化するものであり、要件や行政手続が追加されるものではないため、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。</p>	<p>規制の大枠は変えず、要件について比較をしたものであるため、行政費用について異なるところはない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続が簡素化されるため、農協等の事務負担の軽減が見込まれる。</p>	<p>農協等が自ら農業経営を行う際の組織内における同意手続が簡素化されるため、農協等の事務負担の軽減が見込まれるが、地域の農地利用を支える主体としての農協等の役割は重要となっており、過疎化等により組織内の手続のコストが増加していることを踏まえ、全ての農協等を対象として、要件の緩和を行うものである。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>【遵守費用】 遵守費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【行政費用】 行政費用の発生はほぼ想定されない。</p> <p>【効果(便益)】 例えば、これまで組合員の書面による同意を経ていた農協等において、総会での3分の2以上の多数による決議を経る同意手続とすることで、1農協等当たり、650千円程度の事務負担軽減が見込まれる。</p> <p>以上から、明らかに便益が費用より大きいものと考えられる。</p>	

副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。	副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。
その他の関連事項	—	
事後評価の実施時期等	改正法施行後 5 年後を目処に事後評価を実施	
備考	—	